

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請の公表

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので下記のとおり公表する。

なお、この関係書類は、総務企画部地域づくり課において縦覧に供する。

令和6年8月1日

記

- 1 申請のあった年月日
令和6年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉サポート21
- 3 代表者の氏名
吉田 茂明
- 4 主たる事務所の所在地
日置市日吉町日置7952番地
- 5 公表に係る書類
定款

特定非営利活動法人福祉サポート21

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福祉サポート21という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県日置市日吉町日置7952番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日置地域及びその周辺の住民を対象に、高齢者や障害者が住み慣れた地域社会のなかで介護保険や福祉サービス等を利用しながら健やかに生活していただくため、自立支援・生活支援活動や介護サービス活動を行うと共に、助け合いの精神のもと、地域に根ざした福祉サービス活動を通じて、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設することによって、すべての人々が自立して日々健康で充実した生活を営める社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 指定通所介護事業
- (2) 介護保険法に基づく第一号通所事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
- (4) 地域活性化とふれあい推進事業

(5) 各種作業の受託に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 協力会員 この法人の事業活動に協力するため入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業活動を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与え

なければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 3人以上10人以内

(2) 監 事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認めたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由の為に理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は、署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関かわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定し決した者に帰属するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

理事長	吉田 茂明
副理事長	上橋 昭一
理事	下今別府 昌志
理事	大園 春義
理事	宮田 弘子
監事	石原 正信
- 3 この法人の当初の役員の任期は、第16条第1項の規定により、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費	1, 000円
(2) 協力会員年会費	500円
(3) 個人賛助会員年会費	3, 000円 (一口)
(4) 団体賛助会員年会費	10, 000円 (一口)

附 則

この定款は、認証書到達の日（令和 年 月 日）から施行する。

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人福祉サポート21

1. 事業実施の方針

従来行っている、通所介護事業の更なる拡充を図ると共に、障害者を対象とする障害福祉サービス事業の導入の検討、準備を進め、実施体制を確立させる。

2. 事業の実施に関する事業

(1)特定非営利活動に係る事業

(円)

事業名	事業内容等	事業費の予算
(1)指定通所介護事業	事業内容:通所介護事業所の運営 (里山ディサービス) 実施時期:通年 対象者 :介護を必要とする一般市民	15,000,000
(2)介護保険法に基づく 第一号通所事業	事業内容:通所介護事業所の運営 (ひむかの郷) 実施時期 :通年 対象者 :介護を必要とする一般市民	(1)に含む
(3)障害者総合支援法に基づく指定 障害福祉サービス事業	事業内容:①生活介護事業 ②共同生活援助事業 実施時期 :通年 対象者 :障害者とその家族	1,000,000
(4)地域活性化とふれあい推進事業	事業内容 :①ブルーベリー等地域農産物の生産、普及 ②地域イベントの開催 ③認知症者のふれあい居場所づくり 実施時期 : 通年 対象者 : 高齢者、一般市民多数	計画のみ
(5)各種作業の受託に関する事業	事業内容 :①農作業等の受託 ②廃品等の分別作業 実施時期 :通年 対象者 :一般市民多数	1,000,000

17,000,000

令和 6 年度 活動予算書
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人福祉サポート 21

科 目		金 額 (円)	
Ⅰ 経常収益			
1	受取会費	0	0
2	受取寄付金		
	受取寄付金	0	0
3	受取助成金等		
	受取助成金	0	0
4	事業収益		
(1)	指定通所介護事業収益	16,000,000	
(2)	介護保険法に基づく第一号通所事業収益	0	
(3)	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業収益	200,000	
(4)	地域活性化とふれあい推進事業収益	0	
(5)	各種作業の受託に関する事業収益	1,800,000	18,000,000
5	その他の収益		
	雑収入ほか	800,000	800,000
経常収益計			18,800,000
Ⅱ 経常費用			
1	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	9,650,000	
	法定福利費	400,000	
	人件費計	10,050,000	
(2)	その他の経費		
	福利厚生費	100,000	
	食材費	850,000	
	消耗品費	800,000	
	旅費交通費	450,000	
	車両費	700,000	
	通信費	400,000	
	水道光熱費	550,000	
	減価償却費	600,000	
	雑費ほか	2,500,000	
	その他経費計	6,950,000	
事業費計			17,000,000
2	管理費		
(1)	人件費		
	給料手当	0	
	人件費計	0	
(2)	その他の経費		
	旅費交通費	0	
	会議費	0	
	交際費	0	
	地代家賃	720,000	
	消耗品費	0	
	雑費	0	
	その他経費計	720,000	
管理費計			720,000
経常費用計			17,720,000
当期経常増減額			1,080,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
経常外費用			
Ⅳ 経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,080,000
前期繰越正味財産額			△ 883,503
次期繰越正味財産額			196,497

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人福祉サポート21

1. 事業実施の方針

昨年同様、通所介護事業の更なる拡充を図ると共に、障害者を対象とする障害福祉サービス事業の実施体制を確立させ、各種受託事業も軌道にのせたい。

2. 事業の実施に関する事業

(1)特定非営利活動に係る事業

(円)

事業名	事業内容等	事業費の予算
(1)指定通所介護事業	事業内容:通所介護事業所の運営 (里山ディサービス) 実施時期:通年 対象者 :介護を必要とする一般市民	16,000,000
(2)介護保険法に基づく 第一号通所事業	事業内容:通所介護事業所の運営 (ひむかの郷) 実施時期 :通年 対象者 :介護を必要とする一般市民	(1)に含む
(3)障害者総合支援法に基づく指定 障害福祉サービス事業	事業内容:①生活介護事業 ②共同生活援助事業 実施時期 :通年 対象者 :障害者とその家族	2,000,000
(4)地域活性化とふれあい推進事業	事業内容 :①ブルーベリー等地域農産物の生産、普及 ②地域イベントの開催 ③認知症者のふれあい居場所づくり 実施時期 : 通年 対象者 : 高齢者、一般市民多数	計画のみ
(5)各種作業の受託に関する事業	事業内容 :①農作業等の受託 ②廃品等の分別作業 実施時期 :通年 対象者 :一般市民多数	2,000,000

20,000,000

令和 7 年度 活動予算書
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
特定非営利活動法人福祉サポート 2 1

科 目		金 額 (円)	
I 経常収益			
1	受取会費	0	0
2	受取寄付金		
	受取寄付金	0	0
3	受取助成金等		
	受取助成金	0	0
4	事業収益		
(1)	指定通所介護事業収益	18,500,000	
(2)	介護保険法に基づく第一号通所事業収益	0	
(3)	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業収益	1,000,000	
(4)	地域活性化とふれあい推進事業収益	0	
(5)	各種作業の受託に関する事業収益	2,200,000	21,700,000
5	その他の収益		
	雑収入ほか	850,000	850,000
経常収益計			22,550,000
II 経常費用			
1	事業費		
(1)	人件費		
	給料手当	10,000,000	
	法定福利費	550,000	
	人件費計	10,550,000	
(2)	その他の経費		
	福利厚生費	150,000	
	食材費	1,150,000	
	消耗品費	1,200,000	
	旅費交通費	700,000	
	車両費	900,000	
	通信費	500,000	
	水道光熱費	650,000	
	減価償却費	700,000	
	雑費ほか	3,500,000	
	その他経費計	9,450,000	
事業費計			20,000,000
2.	管理費		
(1)	人件費		
	給料手当	0	
	人件費計	0	
(2)	その他の経費		
	旅費交通費	0	
	会議費	0	
	交際費	0	
	地代家賃	720,000	
	消耗品費	0	
	雑費	0	
	その他経費計	720,000	
管理費計			720,000
経常費用計			20,720,000
当期経常増減額			1,830,000
III 経常外収益			
経常外収益計			0
経常外費用			
IV 経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,830,000
前期繰越正味財産額			196,497
次期繰越正味財産額			2,026,497